

「訪問介護のぞと」重要事項説明書

(指定訪問介護 (指定介護予防訪問介護) 重要事項説明書)

<令和 8 年 6 月 1 日現在>

1. 訪問介護が提供するサービスについての相談窓口

電話 (午前 9 時～午後 5 時 30 分まで) TEL: 0173 (26) 6303

担当 小野 明美 (おの あけみ)

* ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 訪問介護のぞとの概要

(1) 事業所概要

名 称	訪問介護のぞと
所在地	青森県五所川原市大字神山字牧原 56-1
代表者氏名	医療法人 済生堂 理事長 増田満枝
介護保険指定番号	青森県指定 指定訪問介護 (0270501059号) 指定年月日 平成26年6月1日
サービスを提供する 地域	五所川原市内 (うち市浦地区は除く) 上記以外の地域はご相談ください。

(2) 職員体制

	資 格	常 勤	業 務 内 容
管理者	介護福祉士、 実務者研修修了者、 初任者研修課程修了者	1 名 (兼務)	介護従業者及び 業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修修了	1 名以上 (兼務)	サービス提供管理
訪問介護員	介護福祉士、 実務者研修修了者、 初任者研修課程修了者	3 名以上 (兼務)	訪問介護の提供
事務員		1 名以上 (兼務)	事務の管理

(3) 営業日及び営業時間

毎日	5 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
----	---------------------

3. サービス内容

①身体介護

入浴介助、着脱介助、清拭、整容介助、排泄介助、食事介助、体位交換、その他必要な身体介護等

②生活介助

買物、掃除、洗濯、食事セッティング、その他必要な生活援助等

③その他

介護相談等

4. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書または電話でお申し出ください。

②当施設での都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合（*この場合、条件を変更して再度契約することができます。）

- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当施設が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様・ご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了する事ができます。

- ・利用者様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合、または利用者様やご家族様等が当該訪問介護や当該のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為やハラスメント行為（身体的・精神的・性的）を行った場合は、文書で通知する事により、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

5. 利用に当たっての留意事項

サービス利用に当たっての留意事項

- ・体調不良等によるサービスの中止・変更の連絡
- ・時間変更の連絡
- ・原則として利用者様宅の鍵はお預かりできません

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

ご家族様と連絡のとれない場合は当事業所の対応に一任させていただきます。

主治医	病院名（かかりつけ）		主治医	
	連絡先		所在地	
ご家族	氏 名			
	緊急連絡先		携帯電話	

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- ① 事業所の管理者は、防火責任者を兼任する。
- ② 防火責任者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を施設の防火管理者の指導の下に行う。
- ③ 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年2回避難、救出その他必要な訓練を施設と共に行う。

8. 秘密義務

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様個人情報および当該ご家族様の個人情報を用いません。

9. 賠償責任

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対してその損害を賠償します。

10. サービス内容に関する苦情

ご利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者 担当 小野 明美（おの あけみ） 電話 0173（26）6303

・上記以外の利用者からの苦情に対する主な窓口

窓口の名称 五所川原市役所内 介護福祉課

月曜から金曜（祝日除く）

電話 0173（35）2111

窓口の名称 青森県国民健康保険団体連合会内 介護保険苦情相談窓口

月曜から金曜（祝日除く）

電話 017（723）1301

利用料金

■介護報酬告示額

厚生大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護（介護予防訪問介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法の告示上の額として設定します。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、居宅サービス計画に位置づけられているサービスに関しては、介護保険負担割合に応じて、下記の料金の1割～3割をご負担いただきます。ただし、支給限度基準額を超えた分に関しては、全額負担となります。

基本料金（1単位＝10円）

		単位数
介護予防訪問介護・ 日常生活支援総合事業	(Ⅰ)	1,176 単位 (1 ケ月)
	(Ⅱ)	2,349 単位 (1 ケ月)
	(Ⅲ)	3,727 単位 (1 ケ月)
訪問介護	身体介護中心	
	20 分未満	163 単位
	20 分以上 30 分未満	244 単位
	30 分以上 1 時間未満	387 単位
	1 時間以上	567 単位
	30 分増すごとに	+82 単位
	生活援助中心	
	20 分以上 45 分未満	179 単位
	45 分以上	220 単位
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	
	20 分未満	評価なし
	20 分以上	65 単位
	45 分以上	130 単位
	70 分以上	195 単位
加 算	初回加算	200 単位 (1 ケ月)
	夜間 (18:00～22:00) 早朝 (6:00～8:00)	所定単位数×25%

加 算	深夜（22:00～6:00）	所定単位数×50%
	<u>特定事業所加算(Ⅰ)</u>	<u>合計単位数×20%</u>
加 算	<u>介護職員処遇改善加算</u>	<u>合計単位数×28.7%</u>
	<u>R8 年 6 月</u> <u>介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）</u>	
交通費	当事業所の通常の事業実施区から 3 K 以内 550 円（税込）、 3 K 以上 1,100 円（税込）	

- * 有料老人ホーム等に併設されている訪問介護は所定単位数の 100 分の 88 の減算。
- * 厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であり、同時に 2 人の訪問介護員等が 1 人の利用者に対して指定訪問介護を行った時は、所定単位数の 100 分の 200 に相当する単位数を算定します。

■支払方法

当月の利用料金は、翌月 15 日までに請求いたしますので、27 日までにお振り込みください。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な 事項を説明し、交付しました。

(事業者)

所在地 青森県五所川原市大字神山字牧原 5 6 - 1

事業所名 医療法人 済生堂 訪問介護のぞと

説明者 _____

令和 年 月 日

私は本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについての重要事項説明を受け同意しました。

(利用者)

住 所 〒 _____

氏 名 _____

(身元引受人＝連帯保証人)

住 所 〒 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

附 則 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 8 月 21 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 11 月 7 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 9 月 11 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。